

ふるさと納税をして節税しよう！

●概要

都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるためには、原則、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要です。

自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。自治体によっては、寄附に対する謝礼として特産品が送られます。

●改正

平成27年度の税制改正により、控除限度額が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。

また、平成27年4月より5団体以内の都道府県又は市区町村に対して寄附を行った場合は、確定申告を行わない給与所得者等は、確定申告が不要となりました。

●控除額の計算

ふるさと納税に係る控除額の計算については、下記の通りとなります。

●全額控除されるふるさと納税額の目安

平成27年以降の全額控除されるふるさと納税額(年間上限額)の目安は以下の通りとなります。

表の見方は、給与収入400万円が独身の方は、46,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となります。46,000円を超える額をふるさと納税した場合は、超える金額部分は自己負担となります。

右表は、給与所得者のケース（給与収入のみ。住宅ローン控除等をうけていない方）の金額に

なります。年金収入のみの方や事業者の方は、下記とは異なります。

「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指し、「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を指します。

(単位:円)

ふるさと納税をした者の給与収入	家族構成	
	独身又は共働き	共働き+子1人(高校生)
400万円	46,000	38,000
600万円	84,000	76,000
800万円	141,000	131,000
1,000万円	188,000	179,000
1,500万円	394,000	382,000
2,000万円	572,000	560,000
2,500万円	858,000	845,000
3,000万円	1,062,000	1,048,000

●注意点

特産品を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。一時所得には50万円の特別控除があるため、特産品以外に一時所得に該当するものがなく、特産品の価額が50万円以下の場合、課税関係は生じません。特産品以外に一時所得に該当するものには、生命保険の一時金などがあります。これらの収入金額とあわせて50万円以上になると課税関係が生じるため、注意が必要です。

●最後に

ふるさと納税は、課税所得金額により全額控除される金額が変わるため、ご検討され方は、担当者にご相談下さい。(東浦 圭祐)



控除の概要

- ①所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0~45%※)が軽減)
 - ②個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
 - ③個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~45%))
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)
 (※)平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。